

Changing the Philosophy of Demotion and Disqualification In Japan

Atsushi Koya

General Manager, JRA New York

December 6, 2017

JRA's philosophy of Demotion and Disqualification until 2012



Category 2

How did the interference affect the sufferer's race result?



Demotion

The interferer was demoted behind the sufferer.

Disqualification

In case the sufferer could not finish the race by whatever reason, the interferer was disqualified.

Demotion philosophy since 2013



- < Point >
- Respect the finishing order = the performance of each horses showing in the race.
- Jockey should be responsible for the interference, but the horse.

Category 1

But for the interference, the stewards would be satisfied the sufferer would have finished ahead of the interferer, the interferer shall be demoted behind the sufferer.

Disqualification philosophy since 2013



Disqualification

- 1) the interference is considered extremely vicious as dangerous action.
- 2) this action has caused very serious effect to the race.

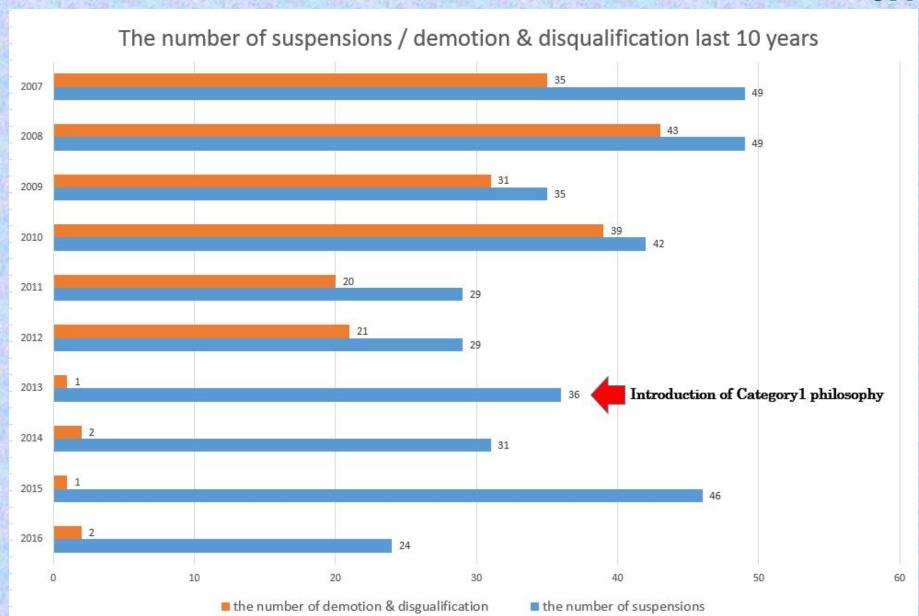
only when the interference corresponds to the above two criteria, the interferer shall be disqualified.



Stats in JRA 2011-2016

	2016 Category 1	2015 Category 1	2014 Category 1	2013 Category 1	2012 Category 2	2011 Category 2
Stewards Inquiry	14 (3,454races)	17 (3,454races)	20 (3,451 races)	25 (3,454 races)	143 (3,454 races)	185 (3,453 races)
Demotion	2	1	2	1	14	19
Disqualification	0	0	0	0	7	1
Suspension due to careless riding	24	46	31	36	23	29





Promotion



JRA Website



2013年1月から降着・失格のルールが変わりました

降着・失格のルールを変更しました

《2012年までのルール》

- 走行妨害が、被害馬の競走能力の発揮に重大な影響を与えたと裁決委員が判断した場合、加害馬は被害馬の後ろに降
- 走行妨害により被害馬が落馬・競走中止した場合、加害馬は失格

《2013年からのルール》

- 隆着・・・ 入線した馬について、「その走行妨害がなければ被害馬が加害馬に先着していた」と裁決委員が判断した場合、 加害馬は被害馬の後ろに降着
- 失格・・・極めて悪質で他の騎手や馬に対する危険な行為によって、競走に重大な支障を生じさせたと裁決委員が判断した 場合、加害馬は失格

Leaflet







- いつからこの発着・失格のルールが スタートするのですか?
- 2918年1月からです。このルールによって、敵走機がレースで 見せたパフォーマンス(改備)をより撃撃することになり、シン プルで分かりやすいルールとなります。
- 加吉馬を降着とするかどうかは、 アガソウン
- 加書店・被書店の無額、番差の他、脚輌や主頭がどのように 扱っていたのなどを変求要異が終合的に利能し、「成行的管が なければ、被資展が加資展より生に入離していた」と利頼した 場合に、加資馬を発揮とします。
- 東行妨害とは関係のない馬との着無は 判断のポイントになるのですか?
- 政決委員は、加資馬と被害等の関係だけで発着とするかどうか を判断しますので、他の等の被断は関係ありません。
- 定行妨害であっても降着とはならないケースがあるのですか?
- はい、走行妨害があっても誘着になるケースとならないケース があります。また、走行妨害で落馬しても矢格とならないケース
- 事識ランプの点灯は、なぜ5位までに入続した馬が 対象の場合に限定されるのですか?
- 審議ランプは、お客様にレースが確定するまで 要再投票あをお捨てにならないように注意して いただくために点打しますので、意味に変更の いたた、ために点対してすると、音楽に変更の 可能性がある場合に開定します。これにより、 度やかない一スの確定と払い戻しを行い、円滑 な軽異所懐を目指します。なお、が放射下に入 続した易が対象の場合には密備ランプは点灯 しませんが、バトロールビデオを放映したり、 カームページアお知らせします





レース中に走行妨害があった場合、「その走行妨害 がなければ被害馬が加害馬より先に入継していた かどうか」が判断ポイントになります。

●走行妨害がなければ、加害馬より

被害馬が先着した

被害馬が先着したとは いえない

加害馬を 被害馬の後ろに

到達順位どおり

※加雪馬と被雪馬の関係だけで競決委員が判断します。 他の馬の箸頭は関係ありません

降着となるバターン

最後の直線コースで(が③の走行を妨害し、そ の影響で被害馬目が大 さく終れをとった(図1) その後、被害馬口は勢 いよく追い上げたが、加 害馬◇に僅かに届かな かった(図2)。







「被害馬が落馬」イコール「加害馬を失格」ではあり ません。「下記の2つの条件をいずれも満たした場 合」加害馬が失格になります。

- 極めて悪質で、他の騎手や馬への危険な行為
- 競走に重大な支障を生じさせた場合



※ 1 2 両方の条件をいずれも満たしたと競決委員が判断した 場合に失格となります。走行妨害により被害馬の騎手が落馬・ 難定中止しただけでは失格にはなりません。

[例えば…] ○の不注意により、 の走行を妨害した その結果被害馬③の 騎手は落馬し競走を 中止した(図2)。



